

# 【第1期】【第2期】【第3期】をまとめて申請される方

一部記入項目や添付書類を省略して申請が可能です。

申請書は申請する期の書類を各々提出してください

【第3期】申請書



【第1期】申請書

【第2期】申請書

送付書類は【第1期】【第2期】【第3期】で共通利用可能なものは1セットで申請可能です。

## ■共通利用可能な書類

※申請する協力金によって提出が必要な書類が異なりますので募集要項を確認ください。

- 本人確認書類の写し(個人事業者のみ)
- 役員名簿(法人のみ)
- 通帳の写し
- 床面積が1,000mを超えていることが確認できる書類の写し
  - ※該当する場合のみ
- 自己利用部分面積が確認できる書類の写し ※
  - ※該当する場合のみ
- テナント事業者向け協力金の支給対象となる店舗の数及び特定百貨店店舗の数を確認できる書類の写し ※
  - ※該当する場合のみ
- 特定百貨店店舗の数を確認できる書類の写し ※
  - ※該当する場合のみ
- 大規模施設に出店していることが確認できる書類の写し
  - ※該当する場合のみ
- テナント店舗の面積が確認できる書類の写し
  - ※該当する場合のみ
- 店舗の外観全体(店舗名)が分かる写し
  - ※該当する場合のみ
- 常設のスクリーンの数を確認できる書類の写し
  - ※該当する場合のみ

※提出済の書類により、協力金支給申請額計算書の内容を確認できない場合は、再提出してください

## ■下記書類は【第1期】【第2期】【第3期】で各々提出してください。

- 誓約書
- 協力金支給申請額計算書(様式第4号)
- 要請対応後の営業時間及び本来の営業時間が分かる書類の写し又は写真
  - ※該当する場合のみ
- 出店している大規模施設の要請対応後の営業時間及び本来の営業時間が分かる書類の写し又は写真
  - ※該当する場合のみ
- テナント店舗の要請対応後の営業時間及び本来の営業時間が分かる書類の写し又は写真
  - ※該当する場合のみ
- 休業・営業時間短縮申請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数、要請対象日に上映予定であった映画の回数を確認できる書類の写し
  - ※該当する場合のみ

申請する期を封筒へ記入して郵送ください

